

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	〃
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農 政 課
・令和4年度定期種畜検査の結果	畜 産 課
・令和4年度第1回地方臨時種畜検査の結果	〃
・保安林の指定の解除の予定	林 政 課
◎ 公 告	
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定	〃
・県営土地改良事業計画の決定	〃
・県営土地改良事業の工事の完了	〃
・二級建築士免許及び木造建築士免許の取消し	建 築 課
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	〃
◎ 人事委員会規則	
○職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局
◎ 対馬海区漁業調整委員会指示	
・動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限	対馬海区漁業調整委員会

告 示

長崎県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
サザンこころのクリニック	金替 伸治	長崎県西彼杵郡時津町久留里郷新開1446コーポ時津2F	令和4年6月1日	令和10年5月31日
森の木歯科口腔外科クリニック	医療法人 拓伸会 理事長 山本 達也	長崎県西彼杵郡長与町高田郷706番地3	令和4年6月1日	令和10年5月31日
医療法人 くすのきクリニック	医療法人 くすのきクリニック 理事長 徳永 清治	長崎県島原市有明町大三東戊1365番地1	令和4年7月1日	令和10年6月30日
かえる薬局 大村店	株式会社エプラス 代表取締役 小川 健太郎	長崎県大村市西三城町17-12	令和4年6月1日	令和10年5月31日
戸田内科	医療法人 戸田内科 理事長 戸田 源二	長崎県西彼杵郡時津町元村郷908番地15	令和4年7月1日	令和10年6月30日
フラワー薬局	有限会社ミデック 取締役 岡部 裕子	長崎県諫早市永昌東町13-6	令和4年7月1日	令和10年6月30日
新大村アイクリニック	医療法人 大村会 理事長 黄 益培	長崎県大村市乾馬場町843番地12	令和4年7月1日	令和10年6月30日
健康堂薬局くしま店	有限会社健康堂 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県大村市玖島1-126-4	令和4年7月1日	令和10年6月30日
なまぎ薬局	株式会社ケミスト 代表取締役 川原 聡	長崎県諫早市多良見町化屋944-4	令和4年8月1日	令和10年7月31日
ひろ耳鼻咽喉科	梅木 寛	長崎県大村市玖島1丁目50番地27	令和4年6月1日	令和10年5月31日
いちのせ歯科医院	一瀬 和宏	長崎県大村市水田町597-2	令和4年8月1日	令和10年7月31日
医療法人 西田歯科医院	医療法人 西田歯科医院 理事長 西田 耕也	長崎県北松浦郡佐々町市場免7-8	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市国民健康保険 久賀診療所	五島市長	長崎県五島市久賀町245番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市国民健康保険 三井楽診療所	五島市長	長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1046-1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所	五島市長	長崎県五島市三井楽町嵯峨島49番地	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市国民健康保険 玉之浦診療所	五島市長	長崎県五島市玉之浦町玉之浦1397番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市国民健康保険 玉之浦診療所 大宝出張診療所	五島市長	長崎県五島市玉之浦町大宝936番地	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市国民健康保険 玉之浦診療所 中須出張診療所	五島市長	長崎県五島市玉之浦町小川1147番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日

五島市国民健康保険 玉之浦診療所 幾久山出張診療所	五島市長	長崎県五島市玉之浦町幾久山469番地	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市国民健康保険玉之浦診療所 荒川丹奈出張診療所	五島市長	長崎県五島市玉之浦町荒川134番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市伊福貴診療所 本窯分院	五島市長	長崎県五島市本窯町8番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市黄島診療所	五島市長	長崎県五島市黄島町174番地	令和4年8月1日	令和10年7月31日
五島市黄島診療所 赤島分院	五島市長	長崎県五島市赤島町446番地	令和4年8月1日	令和10年7月31日
国民健康保険 岐宿歯科診療所	五島市長	長崎県五島市岐宿町岐宿2535番地	令和4年8月1日	令和10年7月31日
国民健康保険 岐宿歯科診療所 山内出張所	五島市長	長崎県五島市岐宿町中嶽1073番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
医療法人社団 沢本外科医院	医療法人社団沢本外科医院 理事長 沢本 宏美	長崎県五島市栄町1-46	令和4年8月1日	令和10年7月31日
医療法人社団 本川歯科医院	医療法人社団本川歯科医院 理事長 本川 博崇	長崎県大村市松並2丁目847-4	令和4年8月1日	令和10年7月31日

長崎県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
サザンこころのクリニック	南 秀雄	長崎県西彼杵郡時津町久留里郷新開1446	令和4年5月31日
医療法人 信合会 さとう歯科	医療法人 信合会 理事長 佐藤 恭次	長崎県西彼杵郡時津町浦郷275番地2	令和4年5月31日
森の木歯科口腔外科クリニック	山本 達也	長崎県西彼杵郡長与町高田郷706-3	令和4年5月31日
原田薬局 向陽店	株式会社健聖舎 代表取締役 原田 聖子	長崎県大村市西三城町17-12	令和4年5月31日
長津眼科医院	医療法人 大村会 理事長 黄 益培	長崎県大村市沖田町74番地2	令和4年6月30日

長崎県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によ

りその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
そのぎ薬局	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1716-7	有限会社ミトマ ファーマシー 代 表取締役 三苦 勝也	長崎県東彼杵郡東彼 杵町蔵本郷1716-7	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和4年6月27日
アップル調剤薬局 佐々店	長崎県北松浦郡佐々 町松瀬免100-4	株式会社木寺薬局 代表取締役 木 寺 元希	長崎県平戸市木引田 町414	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和4年8月1日
森岳調剤薬局	長崎県島原市中町 810-3	有限会社 くわの 実 代表取締役 松本 真紀	長崎県島原市有明町 大三東戊810-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和4年7月1日
カサマツ薬局	長崎県諫早市山川町 1-5	有限会社 カサマ ツ薬局 代表取締 役 工藤 学	長崎県諫早市山川町 1-5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和4年7月1日
デイサービス か をり	長崎県雲仙市小浜町 山畑3144番地	社会福祉法人 北 串会 理事長 中 路 秀暢	長崎県雲仙市小浜町 山畑3144番地	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護	令和3年12月29日

長崎県告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	大洋堂薬局	長崎県南松浦郡新上 五島町青方郷2324	総合メディカル株 式会社 代表取締 役 坂本 賢治	福岡県福岡市中央区 天神2丁目14番8号	名称変更	令和4年8月1日
新	そうごう薬局 大 洋堂店					

長崎県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	古川 幸志郎	佐賀県西松浦郡有田町 北川内丙590-10			令和4年7月1日
はり・きゅう 柔道整復	安平 慎一	長崎県諫早市森山町本 村2654-2			令和4年9月12日
柔道整復	川嶋 奈々美	長崎県平戸市田平町山 内免96			令和4年7月25日
柔道整復	瀨本 雄介	長崎県西彼杵郡長与町 高田郷2215-23			令和4年9月12日
はり・きゅう	山田 陽介	長崎県西彼杵郡長与町 高田郷1610-27-B04			令和4年9月12日
はり・きゅう	山口 陽平	長崎県諫早市高来町東 平原61-2			令和4年9月12日
はり・きゅう	松岡 伸洋	長崎県諫早市小船越町 1213-1-204			令和4年9月12日
はり・きゅう	楳 聖子	長崎県西彼杵郡時津町 日並郷2136-7			令和4年9月12日

長崎県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	変更年月日
旧	はり・きゅう	宇和川 州通	長崎県諫早市西小路 町774-16	宇和川鍼灸療院	長崎県諫早市西小路 町774-16	令和4年3月18日
新				宇和川はり・きゅう整 骨院		

長崎県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	林田 知佳子	長崎県諫早市高来町建山595番地			令和2年10月1日
柔道整復	田代 裕也	長崎県諫早市原口町636 オーナーズビル201 101号室			令和2年10月1日
柔道整復	石丸 恵莉	長崎県諫早市小豆崎町561			令和3年9月15日

長崎県告示第622号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 1 農政課関係						別表（第2条関係） 1 農政課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1及び2 略						1及び2 略					
3 略						3 <u>スマート農業</u> <u>営農体系確立支援事業費補助金</u>					
4 <u>長崎県農地利用効率</u>						4 <u>略</u>					
担い手の経営発展を						次に掲げる事業に要する経費 1 融資主体支					
次に掲げる事業に要する経費						次に掲げる事業に要する経費 (1) 検討会の開催及び産地営農体系革新計画の策定 (2) <u>新たな営農技術体系の検証</u>					
予算の範囲内で知事が別に						定額ただし、補助金額の上限は1取組主体当たり200万円以内					
						生産者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。）、 <u>ICTベンダー、農機メーカー、地方自治体等により構成されている協議会。このうち、生産者及び県（普及組織）は必須の構成員とする。</u>					

化等支援交付金	を推進するため、必要な農業用機械及び施設の導入を支援する。	援タイプ(先進的農業経営確立支援タイプを含む) (1) 融資主体型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業 2 被災農業者支援タイプ (1) 融資等活用型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業 3 条件不利地域支援タイプ	に定める基準による。
---------	-------------------------------	---	------------

2 農山村振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				

5～9 略

10	農村型地域運営組織モデル形成支援交付金	地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る。	地域協議会が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組等に要する経費	定額	地域協議会
11	長崎県農業委員会による情報収集等業務効率化	農地等の所有者等に対して、意向等を迅速に	農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用するタブレット端末の購入に必要な経費	定額	市町

2 農山村振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～4 略					
5	長崎県直売所バージョンアップ事業補助金	農山村集落の維持・発展を旨とし、直売所による地域に貢献する取組を推進する。	直売所ステップアップ計画に沿って実施する推進活動に要する経費 (1) 高齢者の支援体制の整備 (2) 交流人口拡大対策 (3) 地域内流通強化対策 (4) その他地域貢献に関する活動	定額(ただし、1事業体当たり限度額500千円とする。)	直売所ステップアップ計画を策定した農業者が組織する団体、農業協同組合、民間事業者、公社
6～10 略					

支援事業補助金	把握するとともに、当該情報を速やかに市町、農地中間管理機構等の関係機関と共有する。
---------	---

4 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略				
9 長崎県農業次世代人材投資事業費補助金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間及び就農直後に資金を交付することにより、生活安定と経営確立を支援し、青年就農者の確保及び育成を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 長崎県農業次世代人材投資事業 交付主体が農業人材強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 準備型 (2) 経営開始型 (3) 推進事業 (4) 経営発展支援金事業 2 長崎県新規就農者確保緊急対策事業 交付主体が新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 研修支援 (2) 推進事業 3 長崎県就農準備資金・経営開始資金事業 交付主体が新規就農者育成総合対策実	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町及び長崎県青年農業者等育成センター

4 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略				
9 長崎県農業次世代人材投資事業費補助金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間及び就農直後に資金を交付することにより、生活安定と経営確立を支援し、青年就農者の確保及び育成を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 準備型 次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、県立農業大学校等の農業研修教育施設、農業士等先進農家又は先進農業法人等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業 (2) 経営開始型 次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業 (3) 推進事業 市町及び県青年農業者等育成センターが実施する資金の交付等に係る推進事務を行う事業 (4) 経営発展支援金事業	予算の範囲内で知事が別に定める額	(1) 長崎県青年農業者等育成センター (2) 市町 (3) 市町及び長崎県青年農業者等育成センター (4) 市町

					に対する支 援						
13～18 略					13～18 略						
19	長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金	利用可能な荒廃農地の再生を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 県担い手育成総合支援協議会の荒廃農地再生の啓発活動に係る経費 (2) 農山漁村振興交付金(最適土地利用対策) ア 農地等利用推進事業 イ 農地等利用整備事業 ウ 粗放的利用推進事業 エ 粗放的利用整備事業 オ 生産性検証事業	(1) 予算の範囲内で知事が別に定める額 (2) ア、ウ、オ 定額 (2) イ、エ 2分の1以内(中山間地域では100分の55以内)	(1) 県担い手育成総合支援協議会 (2) 市町、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域協議会	19	長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金	利用可能な荒廃農地の再生を図る。	県担い手育成総合支援協議会の活動の強化に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額 定額	県担い手育成総合支援協議会
20	長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金	農地中間管理機構による担い手への農地集積及び集約化を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 略 (3) 遊休農地解消緊急対策事業 (4) 機構集積協力金交付事業	定額	(1)及び(2)及び(3) 公益財団法人長崎県農業振興公社 (4) 市町	20	長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金	農地中間管理機構による担い手への農地集積及び集約化を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 略 (3) 機構集積協力金交付事業	定額	(1)及び(2) 公益財団法人長崎県農業振興公社 (3) 市町
21 略					21 略						
22	産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金	集落営農の組織化のサポート活動や集落営農法人の経営化に向けた専門家派遣等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 集落営農組織化エスコートランナー支援事業 (2) 稼ぐ法人発展支援スペシャリスト派遣事業	(1) 定額 (2) 定額	(1) 長崎県担い手育成総合支援協議会 (2) 一般社団法人長崎県農業会議	22	産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金	集落営農の組織化のサポート活動や集落営農法人の経営化に向けた専門家派遣等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 集落営農組織化エスコートランナー支援事業 (2) 稼ぐ法人発展支援スペシャリスト派遣事業	(1) 定額 (2) 定額	長崎県農業再生協議会 一般社団法人長崎県農業会議
23	集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金	集落営農のビジョンづくりへの支援及び具体	次に掲げる事業に要する経費 (1) 市町村サポート活動 (2) 集落ビジョンの策定 (3) 集落ビジョ	(1)～(3) 定額	市町	23	集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金	集落営農のビジョンづくりへの支援及び具体	次に掲げる事業に要する経費 (1) 市町村サポート活動 (2) 集落ビジョンの策定 (3) 集落ビジョ	(1)～(3) 定額	市町

		的な取組の実行等を支援する。	ンの実現に向けた取組 (4) 共同利用機械等の導入	(4) 2分の1以内	
24	長崎県人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費補助金	農地の集約化に重点を置いた地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿や農地を利用する者などを明確化した計画作成を支援する。	次に掲げる市町の取組に係る経費 (1) 集落・地域における話し合いの開催 (2) 話し合いをコーディネートする専門家の派遣 (3) 将来の農地利用の姿等の検討・作成 (4) 検討会の開催 (5) 周知・フォローアップ等	定額	市町

5 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～10	略			
11	経営所得安定対策等推進事業費補助金	略		
12	略			
13	ながさき型スマート産地確立支援事業費補助金	次に掲げる事業に要する経費 1 園芸産地スマート農業技術導入支援事業 (1)及び(2) 略 2 産地基盤整備・強靱化事業 (1) 略 (2) 産地基盤の強靱化に資するハウスの強靱化、遊休ハウスの移転及び茶防霜ファン機能	略	

5 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～10	略			
11	経営所得安定対策等推進事業費補助金	略		
12	略			
13	ながさき型スマート産地確立支援事業費補助金	次に掲げる事業に要する経費 1 園芸産地スマート農業技術導入支援事業 (1)及び(2) 略 2 産地基盤整備・強靱化事業 (1) 略 (2) 産地基盤の強靱化に資するハウスの強靱化や遊休ハウスの移転の取組	略	

		及び維持・更新及び環境負荷低減の取組を実施する農業者団体によるGAPの団体認証の取得を支援する。		園内とする。)	つ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。)、農業の専門学科を有する教育機関及びその他県が支援の対象とすることが適当と認める者
26	園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金	事業継続計画に基づく体制整備やハウスの補強等の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1) 自力施工等の技術習得、災害復旧の実証 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策	1及び2の(1) 定額 2の(2) 2分の1以内	市町 公社 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会等 特認団体
27	長崎県葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業費補助金	葉たばこ廃作募集に応じた農業者が他の作物へ転換する取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 葉たばこ作付転換対策推進事業 (1) 地区推進事業 (2) 農業用機械等リース支援事業 2 葉たばこ作付転換対策整備事業	1の(1) 定額 1の(2)及び2 2分の1以内	市町等

7 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～22 略				

7 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～22 略					
23	長崎県チャレンジ養豚増頭事業費	生産性向上及び規模拡大に向けた	次の事業に要する経費 (1) 母豚舎の設備リノベーション	(1) 3分の1以内。た	長崎県養豚協会、農業協同組合、畜産クラス

23 略

24～29 略

30	長崎県 高能力 雌牛採 卵支援 事業費 補助金	高能力 な雌牛 から受 精卵を 生産す る取組 を支援 し、高 品質な 繁殖雌 牛群の 整備を 図る。	ゲノミック評価 により高能力雌 牛として保留さ れた雌牛から受 精卵を生産する ために必要な経 費	2分の1 以 内。 ただし、 1採卵当 たり3万 7,000円 以内	農業協同 組合等
----	--	---	---	--	-------------

8 農村整備課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～14 略					
15	長崎県 農業水	農業用 用排水	次に掲げる経費 (1)及び(2) 略	(1)及び(2)	略

補助金	取組を 支 援 し、肉 豚出荷 頭数の 拡大を 図る。	(2) 優良母豚の 導入	だし、 1 箇 所当た り45万 4,000円 以内 (2) 3分 の1以 内。た だし、 1頭当 たり10 万円以 内	ター協議 会
-----	---	-----------------	---	-----------

24 略

25	長崎県 放牧場 整備支 援事業 費補助 金	生産コ スト 縮減と 省力化 を図る ため、 ICT機 器を活 用した 省力化 放牧の 取組及 び耕作 放棄地 等を活 用した 放牧場 の整備 等の取 組 を 支援す る。	放牧場の整備・ 補改修に必要な 経費	2分の1 以 内。 ただし、 牧柵の補 改修等に あっては 10アール 当たり 3万円を 限度とす る。	市町
----	--------------------------------------	---	--------------------------	--	----

26～31 略

8 農村整備課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～14 略					
15	長崎県 農業水	農業用 用排水	次に掲げる経費 (1)及び(2) 略	(1)及び(2)	略

利施設 ストック マネジメント 事業 補助金	施設等 の機能 保全計 画に基 づく施 設の更 新、予 防的な 保全対 策及び 事後的 な保全 対策を 行い、 施設機 能の効 率的な 保全を 図る。	(3) <u>治水協定を 締結した農業 用ダムにおけ る洪水調節機 能強化を含む 流域治水対策 工事費</u>	略 (3) <u>100 パーセ ント以 内</u>		利施設 ストック マネジメント 事業 補助金	施設等 の機能 保全計 画に基 づく施 設の更 新、予 防的な 保全対 策及び 事後的 な保全 対策を 行い、 施設機 能の効 率的な 保全を 図る。		略	
16～24 略					16～24 略				

10 林政課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略				
4	分収林 整備高 度化事 業補助 金	分収林 整備を 促進す るとと もに、 森林づ くりに 対する 県民の 参加を 促進す るため の条件 整備等 を行う ことに より、 森林の 有する 多面的 機能の 維持増 進及び 山村地 域の振 興に資 する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1)～(3) 略 (4) <u>分収林等施 業転換推進事 業 森林整備 法人等が管理 している分収 林及び分収林 周辺の森林の 計画的・効率 的な森林整備 と分収林契約 の契約期間内 若しくは満了 後又は解除後 における森林 の公益的機能 の発揮のため に行う契約変 更、新たな収 益確保の取 組、採算性等 調査、契約解 除及び分収林 周辺の森林の 調査等</u> に関する事業	略
5	ながさ き森林 づくり 担い手 対策事 業補助	林業の 担い手 の技術 の向上、 福利厚 生	次に掲げる事業 に要する経費 (1)の場合に あっては、補助 対象者が補助 を行う場合の当該	

10 林政課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略				
4	分収林 整備高 度化事 業補助 金	分収林 整備を 促進す るとと もに、 森林づ くりに 対する 県民の 参加を 促進す るため の条件 整備等 を行う ことに より、 森林の 有する 多面的 機能の 維持増 進及び 山村地 域の振 興に資 する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1)～(3) 略 (4) <u>分収林施業 転換推進事業 森林整備法 人等が管理し ている分収林 について、分 収比率の見直 し等による収 益性向上並び に分収林契約 の満了又は解 除後における 森林の公益的 機能の発揮の ため、針広混 交林化に必要 な施業体系へ の転換に向け た合意形成に 関する事業</u>	略
5	ながさ き森林 づくり 担い手 対策事 業補助	林業の 担い手 の技術 の向上、 福利厚 生	次に掲げる事業 に要する経費 (1)及び(3)の場 合にあっては、 補助対象者が補 助を行う場合の	

	<p>金</p>	<p>その他 の 対 策を講 じるこ とによ り、林 業労働 力の安 定的な 確保及 び林業 の振興 を 図 る。</p>	<p>補助に要する経 費とする。)</p>			<p>金</p>	<p>その他 の 対 策を講 じるこ とによ り、林 業労働 力の安 定的な 確保及 び林業 の振興 を 図 る。</p>	<p>当該補助に要す る経費とする。)</p>	<p>(1) 林業技術技 能向上事業 高性能林業 機械等の専門 的な知識及び 高度な操作技 術の修得等に 要する経費</p> <p>(2) 林業労働安 全衛生事業 ア 蜂アレル ギ一対策助 成事業 林業・木 材製造業労 働災害防止 協会長崎県 支部又は別 に定める認 定事業体が</p>	<p>(1) 2分 の1以 内</p> <p>(2)ア及び イ 2分 の1以 内</p>	<p>(1) 市 町、地 方自治 法(昭 和22年 法律第 67号) 第252 条の2 の2第 1項の 規定に 基づく 普通地 方公共 団体の 協 議 会、林 業労働 力の確 保の促 進に関 する 法 律 (平成 8年法 律第45 号)に 基づく 認定事 業体、 長崎県 森林組 合連合 会、一 般社団 法人長 崎県木 材組合 連合会 及び長 崎県木 材協同 組合連 合会</p> <p>(2) 林 業・木 材製造 業労働 災害防 止協会 長崎県 支部又 は林業 労働力</p>
--	----------	---	---------------------------	--	--	----------	---	-----------------------------	---	--	---

								負担する林業従事者に対する蜂アレルギー抗体検査及びアナフィラキシーショック補助治療薬購入に要する経費		の確保の促進に関する法律に基づく認定事業体
								イ 安全向上対策助成事業 別に定める林業認定事業体が新たに就業する林業専門作業員に対して支給する安全装備等の購入に要する経費		イ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業体
		(1) 略	(1) 略	(1) 略				(3) 略	(3) 略	(3) 略
								(4) 高性能林業機械化推進事業 ア 高性能林業機械化推進助成事業 補助対象者がリースを目的として高性能林業機械を購入する場合の当該購入に要する経費 イ 高性能林業機械動産保険加入支援事業 補助対象者がリースを目的として購入した高性能林業機械の動産保険の加入に要する経費	(4) 10分の4以内 イ 2分の1以内	(4)ア及びイ 一般社団法人長崎県林業協会 ウ 林業労働力の確保の促進に関する
								ウ システム化促進高性能林業機械リース事業	ウ 予算の範囲内で知事が定める基	

			(2) 林業担い手等の育成確保事業 ア 巡回指導・救助訓練活動事業補助事業者が実施する安全巡回指導及び救助訓練活動に要する経費 イ 伐木練習機導入助成事業 林業専門作業員等の安全技術向上研修を行うために補助事業者が伐木練習機を導入する経費	(2) 10分の10以内	(2) ア 林業・木材製造業労働災害防止協会長崎支部 イ 一般社団法人長崎県林業協会			補助対象者が間伐材を効率的に生産するための民間高性能林業機械リース経費に助成する経費	(5) 10分の10以内	(5) 林業・木材製造業労働災害防止協会長崎支部	る法律に基づく認定事業体
6～11 略											
12	対馬し いたけ 活性化 対策事 業費補 助金	対馬地 域にお けるし いたけ の生産 振興を 図る。	次に掲げる事業に要する経費及び補助対象者が当該経費を補助する場合の当該補助に要する経費 (1)及び(2) 略	略				次に掲げる事業に要する経費及び補助対象者が当該経費を補助する場合の当該補助に要する経費 (1) 原木供給協議会の運営経費 (2) 原木を供給できる人材の育成経費 (3)及び(4) 略	略		
13	五島ツ バキ活 性化対 策事業 費補助 金	五島地 域にお けるツ バキ油 の生産 振興及	次に掲げる事業に要する経費及び補助対象者が当該経費を補助する場合の当該補助に要する経費	略				ツバキ実やツバキの葉等の関係者とのサプライチェーンの構築及び実践並びに供給体制を踏ま	略		

		びツバキ資源の有効活用を図る。	費 (1) 協議会の運営 (2) 効率的なツバキ実の収穫に向けた取組 (3) 五島ツバキのPRに要する経費								
14 略											
15	長崎県森林環境譲与税事業費補助金	森林環境譲与税等を活用して実施する間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進のための取り組みを支援する。	魅力の林業づくり隊育成事業補助対象者が実施する次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 将来ビジョン作成 (2) 独自の研修開催 (3) 事業の効率化 (4) 課題解決 (5) 高性能林業機械リース (6) 上記事業のバックアップ	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が別に定める要件を満たす以下の事業体 1 林業事業体 2 林業関係団体	15	長崎県森林環境譲与税事業費補助金	森林環境譲与税等を活用して実施する間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進のための取り組みを支援する。	森林の守り人強化促進事業補助対象者が実施する次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 新規参入 (2) 生産拡大 (3) 雇用拡大 (4) 処遇改善	補助対象経費の2分の1以内 (補助金額の上限は1事業体当たり250万円とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りではない。)	知事が別に定める要件を満たす以下の事業体 1 新たに林業に参入する事業体 2 林業事業体
16	長崎県林業事業体雇用確保対策事業費補助金						長崎県林業事業体雇用確保対策事業費補助金	新型コロナ感染症の影響により、木材流通量が減少する中、林業事業体の雇用の維持を目的とする。	公有林等の境界明確化及びそれに付随する森林作業道の補修に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき認定された事業体
11 森林整備室関係											
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者
1～6 略											
7	森林整備地域活動支援交付	森林の有する多面的機能が	次に掲げる経費 (1) 地域活動に対する支援 ア 森林経営	(1) 積算基礎森林面積	略	7	森林整備地域活動支援交付	森林の有する多面的機能が	次に掲げる経費 (1) 地域活動に対する支援 ア 森林経営	(1) 積算基礎森林面積	略

	<p>金</p> <p>十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため「森林経営計画作成促進」及び森林施業の集約化の地域における活動を確保するための交付金を、地域活動の実施協定を締結した森林所有者等に交付する市町に対して交付する。</p>	<p>計画作成促進</p> <p>市町長が、森林経営計画の対象とされていない森林において行う森林経営計画の作成促進活動に要する経費及び市町長が林業事業体等との協定に基づき、森林経営計画の対象とされていない森林において行われる森林経営計画の作成促進活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費</p> <p>イ 森林境界の明確化に対する支援</p> <p>市町長が行う、森林境界を明確化する活動に要する経費及び市町長が、林業事業体等との協定に基づき、森林境界を明確化する活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費</p>	<p>1ヘクタール当たりの下記交付単価を上限とする実行経費に基づく</p> <p>ア</p> <p>(ア)及び(イ)略</p> <p>(ウ)間伐促進</p> <p>2万2,500円</p> <p>(エ)不在村森林所有者加算</p> <p>(ア)、(イ)及び(ウ)への加算)</p> <p>1万500円</p> <p>イ</p> <p>(ア)略</p> <p>(イ)精度向上加算</p> <p>(ア)への加算)</p> <p>7,500円</p> <p>(ウ)ICT</p>		<p>金</p> <p>十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため「森林経営計画作成促進」及び森林施業の集約化並びに森林施業の実施の前提となる境界の確認等を行う「施業集約化の促進」の地域における活動を確保するための交付金を、地域活動の実施協定を締結した森林所有者等に交付する市町に対して交付する。</p>	<p>計画作成促進</p> <p>市町長が、森林経営計画の対象とされていない森林において行う森林経営計画の作成促進活動に要する経費及び市町長が林業事業体等との協定に基づき、森林経営計画の対象とされていない森林において行われる森林経営計画の作成促進活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費</p> <p>イ 森林境界の明確化に対する支援</p> <p>市町長が行う、森林境界を明確化する活動に要する経費及び市町長が、林業事業体等との協定に基づき、森林境界を明確化する活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費</p>	<p>1ヘクタール当たりの下記交付単価を上限とする実行経費に基づく</p> <p>ア</p> <p>(ア)及び(イ)略</p> <p>(ウ)不在村森林所有者加算</p> <p>(ア)及び(イ)への加算)</p> <p>1万500円</p> <p>イ</p> <p>(ア)森林境界の確認に対する支援</p> <p>1万2,000円</p> <p>(イ)略</p>
--	--	--	--	--	---	--	--

2	長崎県 強い農業 づくり総合 支援交付金	産地競争力を強化するた め、必要な施設等の 導入を支援する。	次に掲げる事業 に要する経費 産地基幹施設等 支援タイプ (1) 産地競争力の強化 (2) 食品流通の 合理化	予算の範囲内 で知事が別に 定める基準による。	市町及び 知事が適 当と認め る団体
---	-------------------------------	--------------------------------------	---	-------------------------------	-----------------------------

3	長崎県 農山漁村 活性化整備 対策補助金	農山漁村の活 性化のための 定住等及び地 域間の交流を 促進する。	市町等が活性化 計画に基づき実 施する次に掲げ る事業に要する 経費 (1) 生産基盤及 び施設の整備 (2) 生活環境施 設の整備 (3) 地域間交流 拠点の整備 (4) その他別に 定める事業 (5) (1)から(4)の 事業と一体と なって実施す る事業事務 ア 創意工夫 発揮事業の 実施に要す る経費 イ 農山漁村 活性化施設 整備附帯事 業の実施に 要する経費	予算の範囲内 で知事が別に 定める基準による。	市町その 他知事が 適当と認 める団体
---	-------------------------------	---	---	-------------------------------	------------------------------

3 略					
4	ながさ き森林 環境保 全事業 補助金	すべての県 民が享受して いる県土の保 全、水源のか ん養その他の 森林の有する 多面的かつ公 益的な機能の 重要性を踏ま え、森林環境	次に掲げる経 費。ただし、補 助対象経費の基 準は、知事が別 に定める。 ながさき森林環 境保全事業 ア 人集う里 山づくり 市町が森 林整備の実 施を必要と 認めた森林 において、 森林整備工 事を行うた めに必要な 森林調査等 の経費	略	

4 略					
5	ながさ き森林 環境保 全事業 補助金	すべての県 民が享受して いる県土の保 全、水源のか ん養その他の 森林の有する 多面的かつ公 益的な機能の 重要性を踏ま え、森林環境	次に掲げる経 費。ただし、補 助対象経費の基 準は、知事が別 に定める。 (1) ながさき森 林づくり緊急 整備事業 ア 環境保 全緊急整備 手入れ不 足の森林に おいて、間 伐などの里 山林整備等 を実施 イ しまの間 伐促進 離島から 内地に計画	略	

の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

イ ふるさと
の森林づくり
市町が地域で重要とされる森林を対象とし、地域住民が望む森林の姿に誘導・維持するための森林整備や未利用木材の利用推進、県産材の利用推進、森林保全の普及啓発などの取組に必要な経費

ウ ながさ
木・なごみ
の街づくり
県民の目にふれる機会の多い公共性の高い民間施設の木質化、木製品導入にかかる経費

(1) 県産材を活用した木製品等の開発に係る経費

エ ながさき
県民参加の森林づくり
森林の価値や森林づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森

の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

的に出荷される間伐材の海上輸送を支援
ウ ふるさと
の森林づくり
地域の独自性と創意工夫による多様な森林づくりや県産材の利用等につながる取組みを支援

エ 森林整備作業システム構築事業
補助対象者が間伐材を計画的に生産するための高性能林業機械リース費用に助成する経費

オ ながさ
木・なごみ
の街づくり
事業
県民の目にふれる機会の多い民間施設を対象に県産木材を利用した木質化、木製品導入を支援する経費

(2) ながさき県民参加の森林づくり事業
(公募型・制度型)
森林の価値や森林づくりの重要性について理解と関る森林を社会全体で支えて

			林を社会全体で支えていく県民参加の森林づくりにつながる活動に係る経費		
5～7 略					
8	長崎県スマート農林業の導入支援事業費補助金	農林業経営体等によるICTを活用したスマート農林業技術の導入やオペレーターの育成等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 略 2 略 (1) 略 (2) 略 3 <u>スマート畜産業の導入支援事業</u> <u>一括発注タイプ</u> <u>機械機器等の一括発注により、機械調達先との価格交渉を通じて、機械機器等の導入価格を低減させる取組に要する経費</u>	略 略 略 略 2分の1以内。 ただし、 <u>国産飼料の生産利用拡大</u> <u>又は家畜排せつ物の利用等</u> <u>について</u> <u>耕畜連携</u> <u>に取り組む場合に</u> <u>あつては</u> <u>3分の2以内。</u>	略 略 略 略 農業協同組合等
9	長崎県みどりの食料システム戦略推進交付金	みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援する。	次に掲げる取組に要する経費 (1) <u>推進体制整備</u> (2) <u>有機農業産地づくり推進</u> (3) <u>グリーンな栽培体系への転換サポート</u> (4) <u>SDGs対応型施設園芸確立</u> (5) <u>地域循環型エネルギーシステム構築</u>	予算の範囲内で 知事が別に定める 基準による。	市町、市町が参画する協議会、県（普及組織）等が参画する協議会、民間団体等

備考 別表の12に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。

- (1) 略
- (2) 略

- (3) 3の補助金等 林政課及び森林整備室
- (4) 4の補助金等 林政課及び森林整備室
- (5) 5の補助金等 農山村振興課、農産園芸課及び畜産課

			いく県民参加で取組む森林づくりにつながる活動への支援		
6～8 略					
9	長崎県スマート農林業の導入支援事業費補助金	農林業経営体等によるICTを活用したスマート農林業技術の導入やオペレーターの育成等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 略 2 略 (1) 略 (2) 略	略 略 略 略	略 略 略 略

備考 別表の12に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。

- (1) 略
- (2) 略

- (3) 3の補助金等 農政課、農村整備課、林政課及び森林整備室
- (4) 4の補助金等 林政課及び森林整備室
- (5) 5の補助金等 林政課及び森林整備室
- (6) 6の補助金等 農山村振興課、農産園芸課及び畜産課

- (6) 6の補助金等 林政課及び森林整備室
- (7) 7の補助金等 林政課及び森林整備室
- (8) 8の補助金等 農政課及び林政課関係
- (9) 9の補助金等 農政課、農産園芸課及び林政課関係

13 農政課、農山村振興課、農業経営課、農産加工流通課、農村整備課、林政課、森林整備室並びに漁政課、漁業振興課及び水産加工流通課（水産部）共通

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

- (7) 7の補助金等 林政課及び森林整備室
- (8) 8の補助金等 林政課及び森林整備室
- (9) 9の補助金等 農政課及び林政課関係

13 農山村振興課、農業経営課、農産加工流通課並びに漁政課、漁業振興課及び水産加工流通課（水産部）共通

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県食料産業・6次産業化交付金	多様な事業者の連携の下で、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組等の推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 6次産業化の推進体制整備事業 ア 6次産業化等に関する戦略の策定 イ 人材育成研修会の開催 (2) 6次産業化の推進支援事業 ア インバウンドを中心とする観光消費の促進 イ 経済活動としての農福連携の発展 ウ 2次・3次産業と連携した加工・直売の促進 エ 新商品開発・販路開拓の実施 (3) 研究開発・成果利用の促進事業 ア 新技術等の導入実証 イ 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立 ウ 新商品等の試験販売、販路開拓 (4) 6次産業化施設整備事業 ア 農林水産	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町

								<p>物等の加工・流通・販売等のために必要な施設</p> <p>イ 総合化事業又は農工商等連携の取組に必要な不可欠な農林水産物等の生産を自らが行なうために必要な施設等</p> <p>ウ 食品等の加工及び販売のために必要な施設</p> <p>(5) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業</p> <p>ア 施設等整備事業</p> <p>イ 効果促進事業</p>		
<p>1</p>	<p>長崎県農山漁村発イノベーション対策交付金</p>	<p>農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 農山漁村発イノベーション推進支援事業</p> <p>ア 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進</p> <p>イ 新商品開発・販路開拓の実施</p> <p>ウ 直売所の売上向上に向けた多様な取組</p> <p>エ 多様な地域資源を新分野で活用する取組</p> <p>オ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進</p> <p>(2) 農山漁村発イノベーションサポート事業</p> <p>ア 中央サ</p>	<p>予算の範囲内で知事が別に定める基準による。</p>	<p>市町</p>					

			ポートセン ター運営事 業 イ 都道府県 サポート事 業 (3) 農山漁村発 イノベーション等整備事業 ア 定住促進 対策型、交 流対策型 農山漁村 活性化法に 基づく活性 化計画に認 定された施 設整備 イ 産業支援 型 六次産業 化・地産地 消費に基づ く総合化事 業計画に 従って実施 する総合化 事業	予算の範 囲内 で 知事が別 に定める 基準によ る。	
--	--	--	--	---	--

長崎県告示第623号

令和4年度定期種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

種畜証明書番号	検査月日	名 号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
21242010001	5月11日	里広	対州馬種	特級	対馬市	対州馬保存会
21342010001	5月11日	奏	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
21742010003	5月11日	高輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
21942010001	5月11日	翔馬	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
21742010002	5月11日	里輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
22142010001	5月11日	雪哉	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
22142010002	5月11日	凜拓	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
10245079861	5月26日	金太郎3	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
10843051108	5月26日	勝乃幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

11337858975	5月26日	百合幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11337875385	5月26日	弁慶3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11346296577	5月26日	美津洋	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11477014392	5月26日	忠敬35の8	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11478253127	5月26日	晴太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11363759642	5月26日	晴久	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11500817815	5月26日	真乃介	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11390599778	5月26日	百合英	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11390594681	5月26日	幸男	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576930579	5月26日	山若葉	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576920525	5月26日	正太	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576920785	5月26日	英太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11366492591	5月26日	金星3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360766131	5月26日	勝太郎3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11366490498	5月26日	勝星	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11367730074	5月26日	美津朱里	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11354044658	5月26日	姫晴久	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11376273425	5月26日	茂乃幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11376387221	5月26日	玉石	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11634105437	5月26日	慶太	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11375959498	5月26日	百合椿	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11375249193	5月26日	大島楓	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360252238	5月25日	久紀福	黒毛和種	2級	西海市	御厨隆紀
11527222098	5月25日	黒樺6	黒毛和種	2級	西海市	御厨隆紀
11445360629	5月25日	浪漫14	黒毛和種	2級	西海市	御厨隆紀

10870494534	5月25日	和2851	黒毛和種	2級	西海市	御厨 隆紀
11612301578	5月25日	矢岳8159	その他	級外	西海市	御厨 隆紀
11612507437	5月25日	矢岳8445	その他	級外	西海市	御厨 隆紀

長崎県告示第624号

令和4年度第1回地方臨時種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

種畜証明書番号	検査月日	名号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
11639484162	9月9日	日本晴	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11597461762	9月9日	厚太郎	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第625号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
佐世保市田代町510
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

公 告**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、峰町三根土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
武 田 慶 次	対馬市峰町三根1443	永 留 豊 臣	対馬市峰町三根1449
永 留 秋 廣	対馬市峰町三根1475	永 留 政 幸	対馬市峰町三根1466
阿比留 俊 也	対馬市峰町三根1201	阿比留 俊 也	対馬市峰町三根1201
御手洗 輝 美	対馬市峰町三根1068	永 留 正 司	対馬市峰町三根1090

阿比留 幸 蔵	対馬市峰町三根584-2	早 田 正 和	対馬市峰町三根443
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 村 公 明	対馬市峰町三根1478	松 村 公 明	対馬市峰町三根1478
松 村 利 宏	対馬市峰町三根1025-4	阿比留 幸 蔵	対馬市峰町三根584-2

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、三会原土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- (2) 変更定款の写し

2 縦覧期間

令和4年9月30日から令和4年10月20日まで

3 縦覧場所

平 日： 島原市役所耕地水産課
土日祝日： 島原市役所宿直室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型 中原・寺中地区）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型 中原・寺中地区）
土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和4年9月30日から令和4年10月20日まで

3 縦覧場所

平 日： 島原市役所耕地水産課
土日祝日： 島原市役所宿直室

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
西出口	農村地域防災減災事業（ため池整備）	平成29年5月1日	令和4年3月28日

二級建築士免許及び木造建築士免許の取消し（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

取り消した年月日	氏名	建築士の別	登録番号	取消しの理由
平成29年9月27日	松尾 康之	二級建築士	第4608号	法第8条の2第1号による届出
平成30年10月19日	横田 弘	二級建築士	第5474号	法第8条の2第1号による届出
平成31年1月21日	山下 正明	二級建築士	第2541号	法第8条の2第1号による届出
令和2年12月18日	内田 康文	木造建築士	第232号	法第8条の2第1号による届出
令和3年12月3日	森山 浩一郎	二級建築士	第6600号	法第8条の2第1号による届出
令和4年2月1日	宮本 優	二級建築士	第8315号	法第9条第1項第1号による申請
令和4年4月28日	川島 洋一	二級建築士	第4861号	法第8条の2第1号による届出
令和4年9月12日	小原 健作	二級建築士	第7699号	法第9条第1項第1号による申請

交通局公告**一般競争入札の参加者の資格等（告示）**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年9月30日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 調達する物品の名称及び予定数量

軽油 1,378キロリットル

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者

- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項ののみを審査する。
- (3) 審査事項
- 審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。
- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
- (ア) 売上高当期利益率
- (イ) 固定長期適合率
- (ウ) 流動比率
- カ 当該軽油を確実に納入しうること（様式第4号から様式第8号まで）。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
- この告示の日から令和4年10月20日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
- 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
- ア 申請者のうち、県資格を取得している者
- 申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- (ア) 誓約書
- (イ) 委任状
- (ウ) 印鑑届（様式第3号）
- (エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- (オ) 直近の決算書の写し
- (カ) 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者
- 申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- (ア) 誓約書
- (イ) 財務関係明細書
- (ウ) 営業概要書
- (エ) 委任状
- (オ) 法人にあつては登記簿謄本
- (カ) 個人にあつては次のa及びb
- a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明

書

- (キ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - (ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - (ケ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - (コ) 印鑑届（様式第3号）
 - (カ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
 - (キ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
 - （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
 - （電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第8号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
- この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和4年9月30日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
軽油 1,378キロリットル
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による
- (3) 納入期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日まで
- (4) 納入場所
 - ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
 - イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）
 - ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
 - エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
 - オ 大村営業所（大村市松山町489-13）
- (5) 一連の調達契約に関する事項
 - ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期
軽油 824キロリットル 令和5年1月頃

イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
令和4年2月8日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和4年9月30日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示(令和4年9月30日付け長崎県公報11155号搭載)に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141
(提出期限) 令和4年10月20日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) 令和4年9月30日から令和4年10月20日(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(受領期限) 令和4年10月25日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室

(日時) 令和4年10月26日 午前10時30分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を選定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,378KL
- (2) Delivery period
From November 1st, 2022, to January 31, 2023
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than October 25, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:30 October 26, 2022
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

人事委員会規則

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第20号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年長崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会が定める特別の事情)</u></p> <p><u>第2条の3 育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の「人事委員会が定める特別の事情」は、育児休業条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>(継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第2条の4 育児休業条例第2条の3第3号ウの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。</p> <p>(1) 育児休業条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、保育所等（育児休業条例第3条第5号に規定する保育所等をいう。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 前条に規定する事情に該当した場合</p> <p>第2条の5 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第3号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、<u>育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めるようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) <u>育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する</u></p>	<p>(継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第2条の3 育児休業条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。</p> <p>(1) 育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、保育所等（育児休業条例第3条第6号に規定する保育所等をいう。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア～エ 略</p> <p>第2条の4 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、<u>次の各号に掲げる事項を記載した育児休業承認請求書を提出して、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</u></p>

場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

(3) 第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

- (1) 請求者の職及び氏名
- (2) 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄
- (3) 育児休業をしようとする期間の初日及び末日
- (4) 育児休業条例で定める特別の事情がある場合にあつては、当該事情に係る事実
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項に規定する育児休業承認請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 請求者の職及び氏名
- (2) 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄
- (3) 育児休業をしようとする期間の初日及び末日
- (4) 育児休業条例で定める特別の事情がある場合にあつては、当該事情に係る事実
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事項

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

第3条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の「2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）」については、他の法律の規定による育児休業は含まないものとし、また、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業（同項各号に掲げる育児休業を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

2 育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業については、同条の規定によりその養育する子の出生の日から57日間に職員（当該期間内に職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第1号）第13条第7号又は会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年人事委員会規則第8号）第17条第1項第15号に掲げる場合における休暇により勤務しない職員を除く。以下この項において同じ。）が当該子についてする育児休業（育児休業法第2条第1項第2号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び2回目のものをいい、他の法律の規定による育児休業は含まない。また、職員が双子等複数の出生の日から57日を経過しない子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても同号に掲げる育児休業

をしたものとして取り扱うものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 第3条第3項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務計画書)

第11条の2 育児休業条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 育児短時間勤務の承認を請求する者の職及び氏名

(2) 育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名及び生年月日

(3) 育児短時間勤務請求期間及び再度の育児短時間勤務をしようとする予定期間の初日と末日

(4) 前3号に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項の育児短時間勤務計画書を提出する場合にあっては、前条第1項の育児短時間勤務承認請求書の提出の際に併せて提出するものとする。

(育児休業等計画書)

第4条の2 条例第3条第4号及び第11条第5号の育児休業等計画書は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 育児休業の承認を請求する者の職及び氏名

(2) 育児休業の承認の請求に係る子の氏名及び生年月日

(3) 育児休業請求期間及び再度の育児休業（育児休業法第2条第1項ただし書に規定する最初の育児休業の次の育児休業を除く。）をしようとする予定期間の初日と末日

(4) 前3号に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項の育児休業計画書を提出する場合にあっては、第3条第1項の育児休業承認請求書の提出の際に併せて提出するものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 第3条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p>

<p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(11)～(26) 略</p>	<p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(11)～(26) 略</p>
--	--

（会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第3条 会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第17条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第13号、第16号及び第17号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であつて、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>2～3 略</p>	<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第17条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第13号、第16号及び第17号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であつて、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>2～3 略</p>

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第4条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業職員（次に掲げる育児休業をしている職員を除く。）及び第17条第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p><u>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合</u></p>	<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）及び第17条第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p>

<p>算した期間)が1箇月以下である育児休業</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業</p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において1日未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業職員(第21条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業をしている職員を除く。)及び第17条第8号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3)~(12) 略</p>	<p>(3)~(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において1日未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)及び第17条第8号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3)~(12) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

対馬海区漁業調整委員会指示

令和4年対馬海区漁業調整委員会指示第2号

対馬海区における、動力船を使用するつりによるいかの採捕(長崎県漁業調整規則第4条に基づく小型いかつり漁業の許可を受けた場合を除く。以下同じ。)について漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和4年9月30日

対馬海区漁業調整委員会
会長 部原 政夫

1. 採捕区域の制限内容

- (1) 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面においては、総トン数20トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
- (2) 対馬市巖原町豆酛崎灯台から同市上対馬町三島灯台に至る対馬島東岸の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては3月1日から11月30日までの間、対馬市巖原町豆酛崎灯台から同市上対馬町三島灯台に至る対馬島西岸の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては5月1日から1月31日までの間、総トン数10トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。

2. 集魚灯及び安定器の使用又は設備の制限内容

- (1) 使用する動力船1隻につき、集魚灯及び安定器の使用又は設備を次のとおり制限する。
 - ア 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面
 - 電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット
 - 使用できる電球数の最高限度 3個
 - イ アの海面を除く最大高潮時海岸線から12海里以内の海面
 - 電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット
 - 使用できる電球数の最高限度 20個
 - ウ 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面を除く対馬海区
 - 電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット
 - 設備できるソケット数の最高限度 59個

同時に使用できる電球数の最高限度 53個

エ 集魚灯にLED灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備するLED灯の最大消費電力（kw）の総和を3で除し、得られた数値の小数点以下第1位を切り上げた数値とする。

(2) 対馬海区において、集魚灯1個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が3キロワット内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。

(3) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

3. 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年11月4日から令和9年11月3日までとする。

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二
二二四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト